改正後	改正前
（電子証明書による証明の請求） **第三十三条の六**　［1～3　略］ 4　第一項の電磁的記録は、次の各号のいずれかに該当する構造の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録して提出しなければならない。 一　日本産業規格X〇六〇六又はX〇六一〇に適合する一二〇ミリメートル光ディスク 二　［略］ ［5～8　略］	（電子証明書による証明の請求） **第三十三条の六**　［1～3　同上］ 4　［同上］ 一　日本工業規格X〇六〇六又はX〇六一〇に適合する一二〇ミリメートル光ディスク 二　［同上］ ［5～8　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

〇法務省令第十三号

動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）第二十四条の規定に基づき、動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令

動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体の構造） **第十一条**　電磁的記録媒体の構造は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクとする。 （登記申請書等の閲覧の申請書の添付書面等） **第三十二条**　［略］ 2　令第十八条第五項の法務省令で定める大きさの用紙は、日本産業規格A列四番の用紙とする。 3　［略］	（電磁的記録媒体の構造） **第十一条**　電磁的記録媒体の構造は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクとする。 （登記申請書等の閲覧の申請書の添付書面等） **第三十二条**　［同上］ 2　令第十八条第五項の法務省令で定める大きさの用紙は、日本工業規格A列四番の用紙とする。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

〇法務省令第十四号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定及び関係規定に基づき、電子公告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

電子公告規則の一部を改正する省令

電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号から別紙様式第四号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「平成」を削る。

別紙様式第五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。